

事務所内外の写真

事務所の形態		<input type="checkbox"/> 単独事務所	<input type="checkbox"/> 住居兼用事務所
事務所所在地	都市計画区域の別	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定都市計画区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域(※2) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
	用途地域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域(※3) <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域(※3) <input type="checkbox"/> 上記以外の地域 ()	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域(※3) <input type="checkbox"/> 指定なし ←具体的な用途地域を記入すること

●事務所のある建物の外部写真（全景）

●建物の外部写真：①更新にあつては、標識が掲示（記載事項が判断できるもの）されているもの。（標識は、公衆の見易い場所である外部の入口周辺に設置して下さい。事務所がビルの一室の場合は、共用廊下部分に掲示する。）②新規登録の場合は、登録通知後に標識を掲示した写真を追加提出して下さい。（写真の裏に開設者名と登録番号を記入して下さい。）

- ※1：公営住宅法第27条3により、公営住宅での登録は認められません。
- ※2：市街化調整区域の違反建築物は、事務所の登録はできません。市街化調整区域内に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設けることが適法であることを証する書類を添付してください。
- ※3：第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域には、単独事務所及び建物の1/2を超えかつ50㎡を超えた住居兼用事務所は認められません。第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設けることが適法であることを証する書類を添付してください。
- ※4：上記1から3に違反して建築士事務所の登録を受けた場合は、建築士法に基づく建築士の懲戒処分、建築士事務所の監督処分を受ける場合があります。

事務所内外の写真

●事務所の内部写真1

○管理建築士が事務所に勤務している写真を貼付して下さい。
(顔がわかるもの)

●事務所の内部写真